

2023年11月

24年論文グレードアップ講座

企業法

受講生の皆様

**24年論文グレードアップ講座
企業法 追加板書発送のご案内**

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
またこの度は弊社講座をお申込んだき、誠にありがとうございます。

24 論文グレードアップ講座 企業法 第 6～8 回 (EL24133) におきまして、
使用する板書にて必要なページが抜けている事が判明致しました。

深くお詫び申し上げますと共に、11/15 (水) に発送させていただきますので、
ご査収のほど宜しくお願い申し上げます。

【裏面のページを第 7 回板書の最終ページに挟み込んでください】

論文問題集 第 51 問 監査役の監査権限等

受講生の皆様には、大変ご迷惑をおかけしました事を深くお詫び申し上げます。
何卒ご容赦のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

LEC 東京リーガルマインド 公認会計士課

〒164-0001 東京都中野区中野 4-11-10

コールセンター **0570-064-464** (レディダイヤル)

平日 9:30~20:00/土・祝 10:00~19:00/日 10:00~18:00

※このレディダイヤルは通話料お客様ご負担となります。

※ 固定電話・携帯電話共通(一部の PHS・IP 電話からはご利用可能です)。

EL24902

第51問 監査役の監査権限等

問1 (18行)

1 問題提起～監査権限(381I) →適法性監査○ 妥当性監査?

2 規範定立

① 反対説～適法性監査限定説

- <理由> i) 監査役の責任が過重
ii) 円滑な業務執行を阻害

② 自説～妥当性監査肯定説

- <理由> i) 381、383I本文の文言
ii) 内部統制システム等に関する取締役会決議の相当性→監査報告記載事項(会社則129I⑤、118②)
iii) 情報収集活動の限定は不可能

* 報告義務～「著しく不当」に限定(382、384)

- <趣旨> 監査役の監査権限の限定×
→義務を限定→責任(423I)を限定

3 結論～適法性監査○ 妥当性監査○

問2 (12行)

1 監査役の取りうる方法

- ① 相当でない→取締役会出席・意見陳述(383I)
② 著しく不当→取締役に報告(382)←取締役会招集請求(383II)
③ 著しい損害→取締役の行為差止(385)

2 <趣旨>

- ① 取締役会へ報告→取締役(会)の自浄作用に期待
② 差止請求←行使要件厳格化=監査役による業務執行への介入に慎重

テープコード

--	--	--